

# ご旅行条件書（受注型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 受注型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社アイティック／旅テラス名古屋（愛知県名古屋市熱田区三本松町5番39号、愛知県知事登録旅行業第200号。以下「当社」といいます。）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けうることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）・出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）および当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。
- （1）の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を示すことがあります。
- 当社がお客様に交付した企画の内容に契約を申し込もうとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
- お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の時期は、当該書面を交付したときに成立します。
- 申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます）、取消料、違約料の一部として取り扱います。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者に有しているとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. お申込み条件

- お申込み時点での未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただけます。
- 旅行開始時点で15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただけます。
- 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 健康に害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮が必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な留意が必要となる旨をお申しください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申しください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申しださください。
- 前項のお申出しを受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置にかかる費用は原則としてお客様の負担とします。
- お客様が旅行中に疾病、怪傷その他の事由により医師の診断または加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることができます。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。

- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (11) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるときは、お申込みをお断りすることがあります。
- (12) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為はこれらに準ずる行為を行なったときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なったときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (15) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でもご確認ください。
- (16) 渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が開示されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。
- (17) 旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更又は解除することができます。外務省「海外危険情報」が「レベル2：不要不急の渡航は止めて下さい。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返し支給します。ただし、当社が安全に対する適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるときは、当社は所定の取消料を申し受けます。
- 4. 契約書面および確定書面（最終日程表）の交付**
- (1) 当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかに、契約書面をお客様にお渡しします。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。
- (3) 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特別時期にあたるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前までにお渡しします。）ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以前に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (4) 確定書面を交付した場合は、当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。
- 5. 旅行代金のお支払い**
- 旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- 6. 渡航手続**
- (1) 現在お持ちの券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入管官署事務所にお問い合わせ下さい。旅券の残存有効期間、査証取得の要・不要についてはパンフレット等に明示します。
- (2) 当社は、「旅行業約款 渡航手続代理契約の規定」に基づき、別途、「渡航手続代理契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続きの全部または一部を代行することがあります。
- (3) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず渡航書類の取得ができないまたは関係国への出入国が許可されなかつたとしても、その責任を負うものではありません。
- (4) 前項のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置にかかる費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6) お客様が旅行中に疾病、怪傷その他の事由により医師の診断または加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることができます。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (7) お客様がご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることができます。
- (8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (9) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (10) 旅行内容の変更
- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。
- (2) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の閑与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の閑与し得るものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合はにおいてやむを得ないときは、変更後にご説明します。
- 8. 旅行代金の額の変更**
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以前にお客様に通知します。
- (2) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第7項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人數により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
- (5) その他の規定期間に基づいて旅行代金が増額されたときは。
- (6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (7) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
- (8) オトナの貴に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (9) 当社は、（1）により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、（3）により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。
- 9. お客様の交代**
- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ手数料（お1人様につき10,000円消費税別）と共に当社に提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、（1）の手数料を当社が受領したときに限り効力を有し、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。
- 10. お客様の解除権—旅行開始前**
- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (2) 国内旅行に係る取消料
- a. 次項以外
- | 解 除 期 日   | 取 消 料 (おひとり) |
|---|--------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目<br>(日帰り旅行にあっては11日目)にあたる日まで           | 企画料金に相当する額   |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目<br>(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで | 旅行代金の20%     |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以前にあたる日以降各々にあたる日まで                | 旅行代金の30%     |
| 旅行開始日の前日  | 旅行代金の40%     |
| 旅行開始日当日   | 旅行代金の50%     |
| 無連絡不参加および旅行開始後  | 旅行代金の100%    |
- b. 貸切船舶を利用する旅行契約  
当該船舶に係る取消料の規定によります。
- (イ) 海外旅行に係る取消料
- a. 本邦出国時に係る旅行契約
- (次に掲げる旅行契約を除く。)
- | 解 除 期 日                                      | 取 消 料 (おひとり) |
|--|--------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日まで           | 企画料金に相当する額   |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで | 旅行代金の20%     |
| ハ. 旅行開始日の前日より降旅行開始日の當日まで(二に掲げる場合を除く)         | 旅行代金の50%     |
| ニ. 无連絡不参加および旅行開始後                            | 旅行代金の100%    |
- b. 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約
- | 解 除 期 日   | 取 消 料 (おひとり) |
|---|--------------|
| イ. 口からおままで掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)         | 企画料金に相当する額   |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降に解除する場合(ハからおままで掲げる場合を除く。) | 旅行代金の20%     |
| ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に解除する場合(ハからおままで掲げる場合を除く。) | 旅行代金の50%     |
| ニ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)      | 旅行代金の80%     |
| ホ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降に解除又は無連絡不参加の場合             | 旅行代金の100%    |
- c. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約  
当該船舶に係る取消料の規定によります。
- (2) 旅行契約成立後に、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。
- (3) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解約できます。
- (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるものの他の重要なものであるときには限りません。
- (イ) 第8項（1）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面（最終日程表）を交付せなかったとき。
- (オ) 当社の貴に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (カ) 当社は、（1）により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、（3）により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。
- 11. お客様の解除権—旅行開始後**
- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄などにしない、一切の払い戻しをしません。
- (2) お客様の帰るべき事由により旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可用になった旅行サービスの提供に係る部分から取消料、違約料、その他のすでに支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 12. 当社の解除権—旅行開始前**
- (1) お客様が第2項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合に第1項に定める取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が契約内容に際して合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (エ) キャンセル料を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、またはそのそれが極めて大きいとき。
- (オ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の反社会的勢力の手による事由により、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるそれが極めて大きいとき。
- (カ) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (キ) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為はこれらに準ずる行為を行なったとき。
- (ク) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為はこれらに準ずる行為を行なったとき。
- (3) 当社は、（1）により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。（2）により旅行契約を解除されたときは、既に收受している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻します。
- 13. 当社の解除権—旅行開始後**
- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を亂し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるのであるとき。
- (ウ) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (エ) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為はこれらに準ずる行為を行なったとき。

